

【議会用語解説】

岡山県議会で用いられている議会運営の用語を分かりやすく解説するために取りまとめたものです。

岡山県議会の運営方法を基にしていますので、他の議会とは解説内容が異なる場合があります。

用語	解説	参照用語
いいんかい 委員会	議員の一部をもって構成する議会の内部機関であり、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。	
いいんちょうほう こく 委員長報告	委員会は付託を受けた議案や請願の審査を終えたときは、報告書を作成し委員長から議長に提出するとともに、委員長は本会議で審査の経過と結果の報告をします。所管する事務に関する調査を終えたときも、報告書を作成し、議長に提出するとともに、本会議で報告します。また、審査や調査の中間段階で報告を行うこともあります。	
いけんしょ 意見書	議会は、地方自治法の規定に基づき、県の公益に関することについて、国会や国の関係省庁などに対し、議会としての意思を意見としてまとめた文書を提出することができます。この文書のことを「意見書」といいます。	
いっばんしつもん 一般質問	本会議で議員個人による県政全般に対する質問で、会派を代表して行う代表質問と区分しています。	代表質問
かいかい 開会	定例会や臨時会の議会を開くことです。議長が「ただいまから、令和〇年〇月岡山県議会定例会（臨時会）を開会いたします」と本会議で宣告します。 なお、その日の会議を開くことは、「開議」といいます。	
かいき 会期	議会が、会議を行う期間のことで、開会日から閉会日までをいいます。会期は、開会日に本会議で議決して決定します。	開会 閉会
かいは 会派	政策等について同じ考えを持つ議員が議会内で組織した団体のことで、議長に届け出を行ったものをいいます。	
ぎあん 議案	議会の議決を経るため、知事、議員または委員会が議会に提出する案件のことをいいます。条例案、予算案、決算認定議案をはじめ、契約締結議案、人事同意議案、専決処分承認議案などがあります。また、意見書案、決議案などを含む場合もあります。	
ぎかいうんえい いいんかい 議会運営委員会	多数の議員で構成される議会を円滑、効率的に運営するために設置する委員会です。会期、議事日程、議案等の取扱い、質問の取扱いなどの議会の運営や会議規則、委員会条例等に関する事項などを協議、調査、審査します。	委員会

ぎけつ 議決	<p>議案について採決した結果、得られた議会の意思決定のことをいいます。</p> <p>条例、予算、意見書、決議などの議案には「可決・否決」、人事案件には「同意・不同意」、決算案件には「認定・不認定」、専決処分には「承認・不承認」、請願、陳情は「採択・不採択」というなど、議案の内容によって議決結果の呼び方を使い分けています。</p>	採決
ぎじにっぺい 議事日程	<p>本会議の日ごとに作成する、開議の日時、会議に付する事件及び順序等を記載した進行表のことをいいます。</p>	
きゅうかい 休会	<p>会期中に、1日単位で本会議を開かず活動を休止することです。休日のほか委員会開催など議事の都合その他必要があるときは、議決により休会とすることができます。</p> <p>なお、会議をその途中で一定期間中断することは、「休憩」といいます。</p>	
けつぎ 決議	<p>機関としての議会が行う意思決定で、議会の意見を対外的に表明することが必要な場合などになされる議決のことです。</p> <p>「意見書」と異なり、文書をどこかに提出することを前提としたものではありません。</p>	意見書
さいけつ 採決	<p>議長や委員長が、本会議や委員会において出席議員に賛否の意思表示（表決）を求めることをいいます。</p> <p>採決の仕方には、起立によるもの、投票によるもの、挙手によるものなどがあります。</p>	表決
しつぎ 質疑	<p>議題となっている議案等について疑問点を質すことです。</p>	質問
しつもん 質問	<p>議案とは関係なく県政全般について疑問点を質すことです。</p> <p>質問には、各会派の代表により行われる「代表質問」と議員個人による「一般質問」があります。</p>	質疑
じょうてい 上程	<p>本会議の議題として扱うことをいいます。議題とするためには、議事日程に従って、議長が当該案件を議題とする旨を宣告することが必要です。</p>	
じょうにんかい 常任委員会	<p>付託を受けた議案などの審査や県の事務に関する調査を分担して行う委員会です。条例で総務委員会など6つの常任委員会を設置しています。</p>	委員会 付託
しんぎ 審議	<p>本会議において、付議事件について説明を聞き、質疑し、討論を重ね、表決するといった一連の過程のことです。</p>	審査
しんさ 審査	<p>委員会において、付託を受けた議案、請願等について論議し、結論を出す一連の過程のことです。</p>	審議
せいがん	<p>憲法で保障された基本的権利として、国民が国や地方公共団</p>	陳情

請願	体に対し、一定の希望を述べることをいい、県議会に請願する場合は、議員の紹介により要件を備えた請願書の提出が必要です。議会の審議で採択か不採択かを議決します。	
せんけつしょぶん 専決処分	時間的に議会の招集を待てない緊急の場合などに、知事が議会に代わって意思決定をすることです。 専決処分の後に、議会に報告をし承認を求める議案の提出が必要です。	
だいひょうしつもん 代表質問	本会議で行う各会派の代表による県政に対する質問で、議員個人による一般質問と区分しています。	一般質問
ちんじょう 陳情	特定の事項についての利害関係を有する住民が、議会に実情を訴え、当局の適切な措置を要望する行為です。請願と異なり、議員の紹介を必要としません。本県では、請願と同様に議会の審議で採択か不採択かを議決しています。	請願
つかぎあん 追加議案	議案は通常、開会日に提出、上程されますが、後日、会期中に追加して提出、上程される議案のことをいいます。	
ていれいかい 定例会	定期的に開催する議会で、毎年の招集回数は条例で定められています。本県では、条例でその回数を年4回と定めています。	臨時会
とうべん 答弁	本会議、委員会などで、議員（委員）の質疑や質問に対し知事や関係部局長などが答えることです。	
とうろん 討論	採決の前に、議員がその案件に対して、賛成か反対か自己の意見を表明することです。意見の異なる議員に対し、自己の意見に賛同するよう理由を述べます。	
とくべついいん かい 特別委員会	常任委員会とは別に、特定の事件を審査または調査するため設置する委員会です。議決により必要に応じて設置されます。	常任委員会
ひょうけつ 表決	本会議や委員会において、議長や委員長の求めに応じて出席議員が賛否の意思表示を行うことをいいます。	採決
ふぎ 付議	案件（事件）を議会の審議に付すことです。	付託
ふたく 付託	本会議での質疑の後、詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会、議会運営委員会または特別委員会に審査を託すことです。	付議
へいかい 閉会	定例会や臨時会の議会を閉じることです。議長が「これをもって、令和〇年〇月岡山県議会定例会（臨時会）を閉会いたします」と本会議で宣告します。 なお、その日の会議を閉じることとは、「散会」といいます。	

へいかいちゅう のけいぞくしん さ 閉会中の継続審 査	会議に付された案件を会期中に議了できず、閉会中に当該事 件を付託された委員会が引き続き審査・調査を行うことです。 これには議決が必要です。	
ほんかいぎ 本会議	全議員で構成する議会の会議のことです。これとは別に、議 員の一部をもって構成する委員会があります。	委員会
りんじかい 臨時会	定例会以外に必要なとき、特定の事件に限り審議するた めに招集される議会のいいます。	定例会